



令和8年度 障害福祉分野就職支援金貸付の手引き

〔1〕資金の目的

本資金は、幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等（介護職未経験者の方）の障害福祉分野における介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金貸付を行うことにより、佐賀県内で必要とされる障害福祉分野の介護人材等の確保を目的としています。

佐賀県内の障害福祉サービス事業所・施設において、障害福祉職員（サービス利用者に直接サービスを提供するもの。）の業務に2年間従事した場合は返還が免除されます。

〔2〕募集条件

対象者

佐賀県内に住民登録している者又は佐賀県内に所在する事業所・施設に障害福祉職員として就労した者であって、次の要件をすべて満たす方

(1) 次のいずれかの研修を受講し、修了した方 ※1

①介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する『介護職員初任者研修』以上の研修

②「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省

告示538号）」に規定する『居宅介護職員初任者研修』『障害者居宅介護従事者基礎研修』『重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること。）』

『同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講すること。）』『行動援護従業者養成研修』

（当該研修は公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っている研修も含まれます。）

(2) 次の障害福祉サービスを提供する事業所若しくは施設において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（障害福祉職員）として就労する方（内定含）

「障害者総合支援法」 規定	障害福祉サービス事業※、一般・特定相談支援事業、地域活動支援センター事業、地域生活支援事業 ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援・施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助・共同生活援助
「児童福祉法」規定	障害児通所支援・障害児相談支援・障害児入所支援の各事業
「身体障害者福祉法」 規定	身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、身体障害者社会参加支援施設

(3) 本会「障害福祉分野就職支援金利用計画書」を提出した方

※1 就職前に研修を修了していることが前提です。ただし、就職と同時に研修を受講する場合、研修修了後に修了証の写しを指定の期限までに提出することを条件に貸付対象としますので、貸付申請時は受講証明書を提出してください。

※2 非常勤として従事した場合、算定期間は月15日以上勤務が必要です。

※3 離職した介護人材の再就職準備金、介護分野就職支援金の貸付けを受けたことがある方は利用できません。

※4 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。

貸付金額	200,000円 以内。 貸付回数は、一人当たり一回限りとします。 貸付対象となる経費は次のとおり。 (1) 子どもの預け先を探す際の活動費 (2) 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費 (3) 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費 (4) 障害福祉職就職のために転居を要する場合の転居費（敷金・礼金含む） (5) 通勤用の自転車又はバイクの購入費 (6) その他、本会の会長が適当と認める経費 ※就職する際に必要な経費です。生活費は対象となりません。
利 子	無利子 （ただし、返還期間を過ぎた場合の延滞利子は年3%を徴収）
資金交付	貸付契約後、貸付金は一括交付となります。
連 帯 保 証 人	申請には連帯保証人が1名必要です。なお、連帯保証人の条件は下記のとおりです。 1 65歳未満の成年で独立の生計を営む方（返還債務を負担できる資力を持つ方） ※申請者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人（親、親権者等）となります。 ただし、法定代理人が非課税又は均等割のみの世帯である場合は、65歳未満の成年で独立した生計を営む方を連帯保証人として別に1名追加してください。 2 本支援金の借受人又は連帯保証人になっていない方 3 連帯保証人は、返還が生じた場合には申請者と連帯して債務を負担します。
返 還 免 除 条 件	佐賀県内において、2年間*1) 引き続き、障害福祉職員の業務に従事したときは、返還金を全額免除します。 ※非常勤職員の場合、月毎の従事日数は15日以上を必要とします。 ※1) 2年間の従事対象は、貸付を決定した月以降の期間（24ヶ月間）です。
返 還	契約解除（〔4〕参照）となった場合は、一括または月賦（12か月以内）で返還となります。

〔3〕申請について

申請にあたっては、次の書類を**佐賀県社会福祉協議会**へ提出してください。

（申請は、内定決定後から勤務開始日の属する月の翌月末まで可能です。）

※毎月末日で取りまとめ、翌月に審査を行います。申請から審査・決定後の送金まで2ヵ月程度を要しますのであらかじめご了承ください。

（①②③⑥の様式は本会ホームページよりダウンロードすることができます。）

<申請書類>

①障害福祉分野就職支援金貸付申請書（様式第1号）

②障害福祉分野就職支援金利用計画書（様式第2号）

③障害福祉分野就職支援金貸付事業における個人情報の取扱いについて（別紙様式①）

④住民票 ※申請者世帯分（謄本）、連帯保証人（抄本 ※申請者世帯分の中に連帯保証人も含まれる場合は提出の必要はありません。） ※行政機関が3ヵ月以内に発行したものしたもの

⑤所得・課税証明書 ※申請者（抄本）、連帯保証人（抄本）

※行政機関が3ヵ月以内に発行したもの（申請時点で取得可能な最新のもの）

⑥障害福祉サービス事業所・施設に、障害福祉職員として就労している又は内定していることを証明する書類（様式第12号）

⑦〔2〕募集条件に記載の研修を修了していることを証明する書類又は研修修了書の写し

※必要に応じ、その他の書類の提出を求めることがありますのでご注意ください。

〔４〕留意事項

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、一括払い又は月賦（１２か月以内）で返還しなければなりません。ご注意ください。

- ア. 就職した事業所又は施設を退職したため、貸付契約が解除されたとき。
- イ. 佐賀県内において、障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。
- ウ. 障害福祉職員業務の業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- エ. 貸付資金の猶予期間又は据置期間が終了したとき、又は猶予期間の更新手続きを行わなかったとき

〔５〕問い合わせ・申請書提出先

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 修学・求職支援課（福祉人材センター）

〒840-0815 佐賀県佐賀市天神一丁目４番１５号 TEL 0952-28-3406

ホームページアドレス <https://www.sagaken-shakyo.or.jp/>

○郵送で申請書等提出書類を希望される場合は、表面左側に「障害福祉分野就職支援金資料請求」と朱書きした封筒に、「申請者の住所・氏名を記入し１８０円切手を貼った返信用封筒（A４サイズ）を同封」し、佐賀県社会福祉協議会に送付してください。